

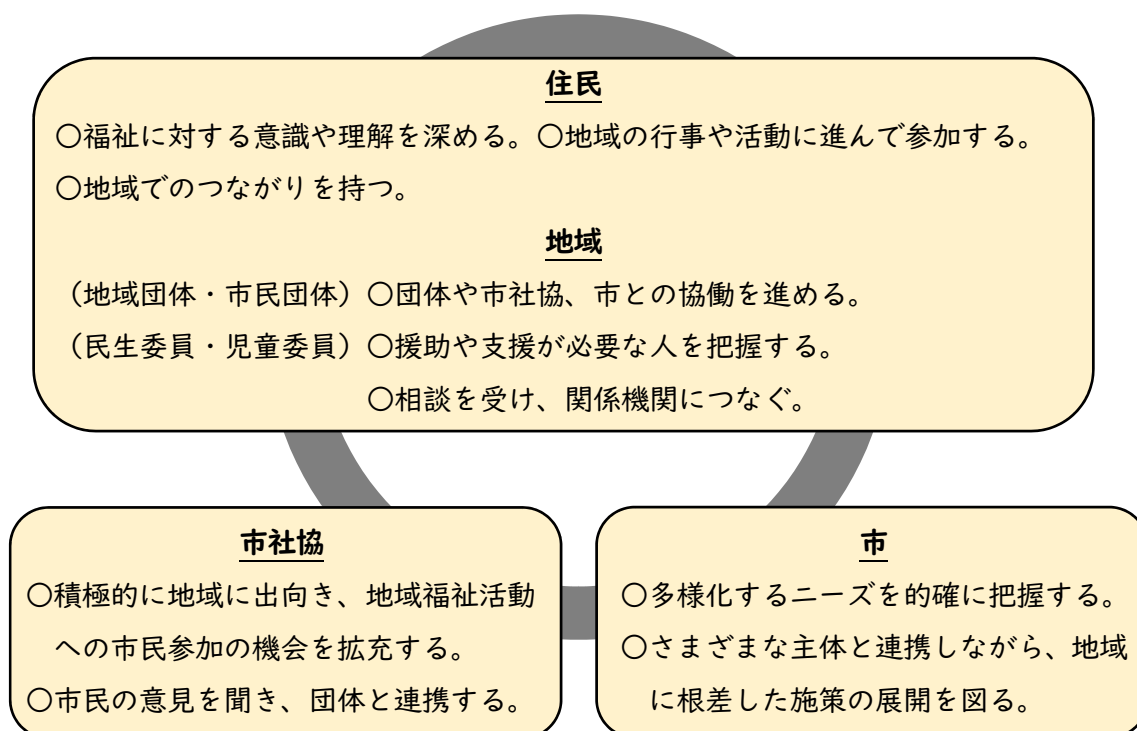
第5章 計画の推進

I 計画の推進

(1) 各主体者の役割

計画の推進にあたっては、市の関係部局、市社協・地区社協や福祉サービス提供事業者等と連携し、また民生委員・児童委員、地域団体、地域住民と協働し、それぞれが担うべき役割を位置づけ、地域福祉の推進を行っていきます。

各主体者の役割分担イメージ



(2) 庁内体制の強化

鳴門市総合計画や福祉分野の個別計画との整合性を図りながら、庁内の関係各課及び外部機関が連携し、本計画に基づく事業を推進します。

(3) 地域連携体制の強化

市社協や地区社協、地区自治振興会、地区民生委員児童委員協議会、その他老人クラブ連合会・ボランティアグループ等の住民組織との連携を強化して地域の支援を推進します。

(4) 計画の周知

本計画について、市広報紙、市公式ウェブサイト等の各種媒体を利用して広報するとともに、市社協や地区社協、地区自治振興会、その他関係団体等への周知を行っていきます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、PDCA（Plan Do Check Action）の視点にもとづき、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、地域との情報交換・意見交換を実施することにより、計画の目標の達成状況や現状を把握し、必要に応じて、改善や見直しを行います。

また、評価にあたっては、毎年度、鳴門市地域福祉計画審議会の委員から評価員を選出し、事業評価を行います。

